

[事案 26-155] 特約中途付加取消請求

・平成 27 年 7 月 30 日 裁定不調

<事案の概要>

個人年金保険の保険料税制適格特約の中途付加手続に不適切な点があったとして、特約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年 12 月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、保険料税制適格特約中途付加を無効として、年金受取人を自分に変更してほしい。

- (1)平成 3 年 12 月、担当者より所得税控除があると言われ、控除証明書発行の手続と理解して書類に署名したが、本件特約付加の手続であるとは認識しておらず、また、本件特約付加に付随した配偶者への年金受取人変更は、自分の承諾を得ずなされている。
- (2)年金受取人を変更することによって、将来、年金受取人に贈与税が課されることの説明は受けておらず、贈与税が課されることを知っていれば、特約付加はしなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本件特約の中途付加に際しては、当時の社内事務連絡や態勢整備の状況から、担当者から適切な説明と取扱いが行なわれている蓋然性が高い。
- (2)約款には個人年金保険料税制適格特約が付加できる主契約は「年金受取人が被保険者と同一人であること」との規定があり、「ご契約のしおり」には年金受取人が契約者以外の場合には贈与税の対象となる旨の記載があることから、申立人は特約中途付加および年金受取人の変更に関して「将来、贈与税が発生する」ことを理解できたはずである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を明確にするとともに、担当者の説明内容等に不適切な点があったかどうかなど特約付加時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。担当者の事情聴取は実施できなかったが、事情聴取に代えて、保険会社が担当者に指示していた特約付加の勧誘方法について確認した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が署名する書類の内容を理解できなかったとするような特段の事情はなく特約中途付加の無効は認められないが、担当者が本件特約を案内した状況は明確ではなく、担当者より、贈与税についての説明がなされたか、なされたとして申立人が理解できる程度の説明であったかについて、保険会社の一般的な説明のみでは疑問の余地がないわけではないなどの事情を考慮して、本件は和解による解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。